

和歌山県教育委員会定例会会議録

- 日 時 平成27年8月7日(金) 13:30～
- 場 所 教育委員会室
- 出席者 宮 下 教育長
山 本 委 員
佐 藤 委 員
竹 山 委 員
野 田 委 員
野 村 委 員
牧 野 教育企画監
岡 野 教育総務局長
楠 生涯学習局長
田 村 学校教育局長
中 川 総務課長
岡 本 給与福利課長
雑 賀 生涯学習課長
原 生涯学習課人権教育推進室長
志 場 スポーツ課長
水 上 文化遺産課長
池 田 県立学校教育課長
太 田 県立学校教育課特別支援教育室長
南 義務教育課長
笹 井 学校人事課長
岩 井 健康体育課長
小 滝 高校総体推進課長
木 皮 教育センター学びの丘所長
塩 谷 総務課副課長
深 野 総務課秘書班長
繁 張 総務課主査
北 山 総務課主事

1 開 会

○**教育長** ただ今から、教育委員会8月定例会を開会する。

本日の議題である報第3号については人事案件であるため、また、報第4号並びに議案第31号、第32号については公開することによって、教育行政の公正、円滑な運営に著しい支障を及ぼす恐れがあるため、これらを非公開としたいがよろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 報第3号、第4号並びに議案第31号、第32号については非公開とする。ついでに、議事進行上、非公開案件の審議を「その他」終了後としたいが、よろしいか。

(異議なしの声)

2 前回会議録の承認

平成27年7月21日(火)の定例会会議録について、承認した。

3 付議事項

議案第30号

平成28年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項について

○**教育長** 議案第30号「平成28年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項」について説明願いたい。

○**県立学校教育課長** 基本的には平成27年度の要項を踏襲している。変更内容は、日程の変更、組織改編に伴い学校指導課から県立学校教育課への変更、伊都中央高等学校開校準備委員長という文言を伊都中央高等学校の開校に伴い削除、また伊都中央高等学校(通信制)の事務を紀の川高等学校(通信制)が終了するまでは紀の川高等学校で取り扱うことになっているので、願書についても紀の川高等学校の住所へ提出としている。スポーツ推薦については、国体等の影響でスポーツへの気運が高まっていることもあり各学校のスポーツが活性化しているため、平成27年度から2競技増の14校61競技スポーツでの実施となる。その他、和歌山北高等学校普通科(西校舎)及びスポーツ健康科学科について、本来西校舎で実施するものであるが、西校舎の工

事が完了していないため北校舎で実施する。最後に、和歌山商業高等学校の選考基準が、従来は調査書50%、学力検査50%であったのを、学力検査に重きを置くため、調査書40%、学力検査60%と変更した。また、和歌山北高等学校西校舎及び串本古座高等学校で実施していた面接検査を廃止した。以上が今回の変更点となっている。

○**教育長** 選考基準で調査書と学力検査の比率の話もでたが、大阪で話題となっているような内申点の評価方法について、本県では大丈夫か。

○**県立学校教育課長** 和歌山県の調査書の評価方法は、以前は相対評価であったが現在は絶対評価で、到達目標の達成度を評価するものとなっている。ただ各学校ではばらつきがでては困るので、学校から評価の一覧表を県教委へ提出いただき、ばらつきが極端ではないかをチェックできるようにしている。

○**野村委員** 何を基準に絶対評価しているのか。

○**県立学校教育課長** 授業の到達目標に到達しているかを5段階で評価している。授業の到達目標の基準というのは学習指導要領によるものである。

○**学校教育局長** 今説明があったように授業の到達目標の基準というのは学習指導要領によるものだが、大阪府で問題となっているのは、評価の際に学校や教員によって感覚的な差異がでてしまい信憑性に欠けるのではないかと、学校間の学力の差をどう考えるのか、ということである。和歌山県も相対評価から絶対評価に変更する際に同じような議論があったため、学校から評価の一覧表を提出してもらい確認をするなどの対策を実施している。今回大阪府は共通の尺度が必要でないかということで、事前にテストを実施して調整するといった議論が起こったが、様々な検討の結果、大阪府として全国学力調査を調査書の評定に利用する方針が出されている。

○**野村委員** 現場へのフィードバックが大切であると考えている。

○**教育長** いつ頃要項を配付するのか。

○**県立学校教育課長** 9月上旬。校長会や地方別説明会で配付する。

○**教育長** 昨年度から全国的に採点ミス等の問題もある。中学校との信頼関係が大切であるので、校長会等でシステム上のチェックをより一層行うよう、各学校に説明していただきたい。

それでは、よろしいか。

(異議なしの声)

○**教育長** 議案第30号については、原案のとおり決定する。

4 諸 報

「行事予定」について、事務局より説明。

<主な日程>

8月30日(日)	紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会 和歌山県選手団結団壮行式
9月 1日(火)	県立学校訪問
~4日(金)	
9月15日(火)	9月教育委員会定例会
9月26日(土)	紀の国わかやま国体 総合開会式
10月 6日(火)	紀の国わかやま国体 総合閉会式
10月20日(火)	10月教育委員会定例会
10月24日(土)	紀の国わかやま大会 総合開会式
10月26日(月)	紀の国わかやま大会 総合閉会式

5 その他

「平成28年度和歌山県立学校校長・教頭候補者選考実施要項」

「平成28年度和歌山県立学校事務長候補者選考実施要項」について

○**教育長** 「平成28年度和歌山県立学校校長・教頭候補者選考実施要項」及び「平成28年度和歌山県立学校事務長候補者選考実施要項」について説明願いたい。

○**学校人事課長** 例年から特に変更はない。まず校長・教頭候補者選考実施要項について、趣旨は校長・教頭としてふさわしい資質、能力、適性等を備えた人物を選考するものである。受検資格は、校長は45歳以上で2年以上の教頭(副校長)経験を有する者等で、教頭は40歳以上で教育に関する職に

10年以上あった者等である。出願方法は学校長の推薦及び自己推薦、出願手続きは学校長が必要書類を平成27年9月30日までに学校人事課長あて提出することとなっている。選考方法は、第1次検査（筆答検査、論文検査、面接検査（教頭候補者のみ）、第2次検査（面接検査）及び日頃の勤務実績となっている。選考日は、第1次検査は11月7日、第2次検査は12月19日及び20日で、選考結果は第1次検査は12月上旬、第2次検査は平成28年2月上旬に、学校長を通じて志願者あて通知する。合格者は管理候補者名簿に登載される。

続けて、事務長候補者選考実施要項について、受検資格は3年以上の事務長補佐経験を有した45歳以上の主任で、県内いずれの地域でも勤務可能な者である。推薦手続きは、学校長が必要書類を9月30日までに学校人事課長あて提出することとなっている。選考方法は筆答検査、論文検査、面接検査及び日頃の勤務実績によるものである。選考日は、筆答検査、論文検査が11月7日、面接検査が12月19日である。選考結果は平成28年2月上旬頃学校長を通じ志願者あて通知し、合格者は事務長候補者名簿に登載される。

○佐藤委員 待機者は何名程いるのか。

○学校人事課長 校長9名、教頭3名、事務長0名である。

○佐藤委員 合格順に校長等になるのか。

○学校人事課長 学校の状況や専門性等も考慮し、総合的に判断する。

○山本委員 校長の第1次検査において面接はないのか。

○学校人事課長 教頭になる際に面接を行っている。また、第2次検査でもしっかり面接検査を行っている。

○山本委員 日頃の勤務実績とは、校長による評価なのか。

○学校人事課長 校長が作成した勤務評定書を参考にして勘案している。

○竹山委員 和歌山市教委との話し合いで、教頭職になって欲しい人材を年齢等の制約で推薦できないことがあると聞いた。受検資格の変更等、候補者を

増やす働きかけはしているのか。

○学校人事課長 近年管理職候補者の人材不足が危惧されている。研修や行政経験等を通し、管理職にふさわしい人材の確保に努めている。

○学校教育局長 人材不足については私たちも気にしており、管理職候補者が非常に少ない状況である。教頭は多忙で、教壇に立ち続ける方がいいと思う教員も多い。教頭職に魅力を感じるような環境づくりが必要である。

○山本委員 現場の教頭に聞くと、校長によっても仕事量が変わってくると聞いた。校長の意識も重要であると考えます。

○教育長 今年度末も定年退職は多いのか。

○学校人事課長 かなり多い。

○教育長 教頭になるべき教員を教頭になるよう説得することも校長の責務であると考えます。説得ができる校長であって欲しいと思う。

○佐藤委員 学校に教頭は何名いるのか。

○学校人事課長 基本的には1名。学校によっては2名のところもある。

○教育長 御意見、御質問等よろしいか。
それでは、ここより非公開の案件とする。

<非公開議案>

報第3号

平成28年春の叙勲（スポーツ振興功労）候補者の推薦について

スポーツ課長から、平成28年春の叙勲（スポーツ振興功労）候補者の推薦について説明があり、審議の結果、報告のとおり了承された。

報第4号

県立特別支援学校教科用図書（検定済教科書及び文部科学省著作教科書）採択について

特別支援教育室長から、県立特別支援学校教科用図書（検定済教科書及び文部科学省著作教科書）採択について説明があり、審議の結果、報告のとおり了承された。

議案第31号

県立特別支援学校教科用図書（一般図書）採択について

特別支援教育室長から、県立特別支援学校教科用図書（一般図書）採択について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第32号

県立中学校教科用図書採択について

義務教育課長から、県立中学校教科用図書採択について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

6 閉会

○教育長 これまで、予定されていた議事が全て終了したので、8月定例会を閉会する。

（16：02閉会）